

## 「第12次三重県交通安全計画」（中間案） に対して意見表明

日本損害保険協会中部・北陸支部三重損保会（会長：榎野 光修・三井住友海上火災保険株式会社 三重支店長）では、2026年3月18日付で三重県から公表された「第12次三重県交通安全計画」（中間案）」に係るパブリックコメントに対し、意見表明を行いました。

### 《パブリックコメントの概要》

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律（交通安全対策基本法第25条第1項）によりその作成が義務付けられている。「第11次三重県交通安全計画」の計画期間が令和7年度で終了することから、現在国において作成している「第12次交通安全基本計画（計画期間：令和8年度から12年度まで）」を踏まえて「第12次三重県交通安全計画」（中間案）を策定するもの。

### 《意見内容の概要》

該当箇所	意見内容
P13 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「また、全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」	「全ての自転車利用者へのヘルメットの着用促進とともに、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進」について、道路交通法改正（2023年4月施行）においてヘルメット着用は努力義務、三重県交通安全条例（2021年10月施行）において損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、法令が導入されてそれぞれ3年・5年が経過しているため、「促進」ではなく「指導啓発」とすべきではないか。  例えば、「全ての自転車利用者に対して、道路交通法や三重県交通安全条例に基づき、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入等について指導啓発する」といった記載を検討いただきたい。
P13 （4）自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 4段落目 「通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進します」	「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。  「Ⅱ 講じようとする対策」においても「1（1）イ 通学路等における交通安全の確保」や「1（9）ア 安全で快適な自転車利用環境の整備」に、子どもや中高生の自転車利用に関する記載がある。  また、15歳～19歳においては、2025年まで10年以上にわたり、自転車乗用中死傷者数が1万人超となっており、全年齢の約20%を占めている（警察庁統計）。  さらに同年齢においては、人口10万人あたりの死傷者数についても、自転車乗車中の事故の割合が他の状態（歩行中や自動車乗車中等）に比べて圧倒的に高いため（警察庁統計）、通学時や学校での指導啓発等の対策が必須と考える。
P39～40 ウ 自転車の安全利用の推進 「（ア）自転車の安全対策の強化」 5つ目の○	ヘルメット着用率は小学生36.9%、中学生43.9%、高校生13.6%（警察庁「令和7年における交通事故の発生状況について」）であり、高校生の着用率が非常に低くなっている。 また、前述のとおり、15歳～19歳においては、自転車乗用中の死傷

<p>「子どもたちが将来にわたってヘルメットを着用し、自分の命を守ることができるよう、学校等と連携し、自転車通学時のヘルメット着用を促進します。」</p>	<p>者数や事故割合が、他の年代に比べて圧倒的に高くなっている（警察庁統計）ため、高校生が通学時にヘルメットを着用するための方針や対策が必要と考える。</p> <p>そのため、「自転車通学時のヘルメット着用を促進します」について、「自転車通学時のヘルメット着用の校則化を促進します」や「自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学許可条件とするよう、学校等と連携します」という記載にすることを検討いただきたい。</p> <p>また、上記記載の有無に関わらず、県教育委員会から全県立高校等に対し、ヘルメット着用義務化の方針を打ち出したり、校則への義務規定化を働きかけたりすることを検討いただきたい。</p> <p>東京都・千葉県・福井県等では、教育委員会において、全ての都立・県立学校で自転車通学の際は必ずヘルメットの着用を求めるという方針を打ち出し、各学校でヘルメット着用を自転車通学の許可条件としている。</p> <p>これまで弊会では、三重県警と連携したセーフティ・バイシクルリーダーの活動やヘルメット寄贈等を通じて、各高校へ校則でのヘルメット着用義務化を呼びかけてきたが、実現に至っておらず、2024年には高校生の自転車通学時の死亡事故も発生しているため、根本的な対策が急務と考える。</p>
<p>P55～56 （４）自転車の安全性の確保 「関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険等への加入を促進します」</p> <p>P63 （２）自転車損害賠償責任保険等への加入促進 「自転車利用者に対して自転車損害賠償責任等への加入を促進します」 「自転車小売業者等に対しても自転車損害賠償責任保険等の情報提供を求めます」</p>	<p>三重県交通安全条例において、自転車利用者の自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっており、自転車小売業者等も自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等が義務となっている。</p> <p>そのため、自転車利用者に対しては「自転車損害賠償責任保険等へ加入する必要があることを広報啓発・指導します」、自転車小売業者等に対しては、「自転車損害賠償責任保険等への加入の確認を求めます」といった記載にすることを検討いただきたい。</p>

中部・北陸支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取組みを推進していきます。